**○防衛省告示第十四号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年一月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十五年二月七日から同年三月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第十五号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年一月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十五年二月七日から同年三月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第十六号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年一月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十五年二月七日から同年三月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二六度〇五分二六秒　東経一二七度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第十七号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十五年一月十八日

防衛大臣　小野寺五典

期　間　平成二十五年二月七日から同年三月二十二日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区　域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○関東地方整備局告示第十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 横浜市磯子区杉田五丁目五一三番六から同市磯子区杉田五丁目五〇五番一まで | 前 | 三一・三四～六一・三五メートル | 〇・〇九五キロメートル |
| | 後 | 三一・三四～八一・四五メートル | 〇・〇九五キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

**○関東地方整備局告示第十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

関東地方整備局長　森北　佳昭

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 十六号 | 横浜市磯子区杉田五丁目五一〇番地先から同市磯子区杉田五丁目五〇六番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。） | 関東地方整備局及び同局横浜国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十五年一月二十日